

平成 20 年度

石綿による健康被害の救済に係る 第二項一般拠出金申告・納付の手引

第二項一般拠出金は、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に定められているものです。

この手引に従って、期限内に適正な申告と納付をされますようお願いいたします。

申告・納付期限は、平成20年5月20日です。

独立行政法人 環境再生保全機構

(環境省所管)

この手引は、船舶所有者の皆様が、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づいて第二項一般拠出金の額を算定し、申告・納付する際の具体的な計算・記入方法等について記載したものです。

申告の際には、記載事項を十分ご理解のうえ書類を作成されるとともに、定められた期限内 （平成20年5月20日）に適正な申告と納付をされますようお願いいたします。

目 次

I 石綿健康被害救済制度の概要について

1 石綿健康被害救済制度の仕組	1
2 石綿健康被害救済基金	2
3 独立行政法人環境再生保全機構	3

II 第二項一般拠出金の申告・納付について

1 納付義務者について	4
2 申告・納付の手順	4
3 申告方法について	
(1) 船舶所有者が自ら算定して申告する場合	4
① 申告額の算定	4
② 前年度の賃金の総額について	5
(2) 機構からお知らせする推計値を用いて申告する場合	5
4 申告書の作成について	5
5 納付について	
(1) 第二項一般拠出金額を船舶所有者が自ら算定した場合	
① 納付書への記載	7
② 取扱金融機関の窓口	8
③ 領収証書	8
(2) 機構がお知らせする標準報酬額の推計値を用いて申告する場合	
① 納付書のプリントされた事項の確認	8
② 取扱金融機関等	8
③ 領収証書	9
(3) 納付期限	9
6 申告書の提出について	9
7 書類の保存について	10
8 申告後の修正について	10
9 督促、延滞金、滞納処分、資料の提出及び不服申し立てなどについて	10
10 税務上の取扱い	11
11 その他	11

III その他参考資料

1 第二項一般拠出金申告書記載例	12
2 Q&A	13
3 第二項一般拠出金等の税務上の取扱いについて	18

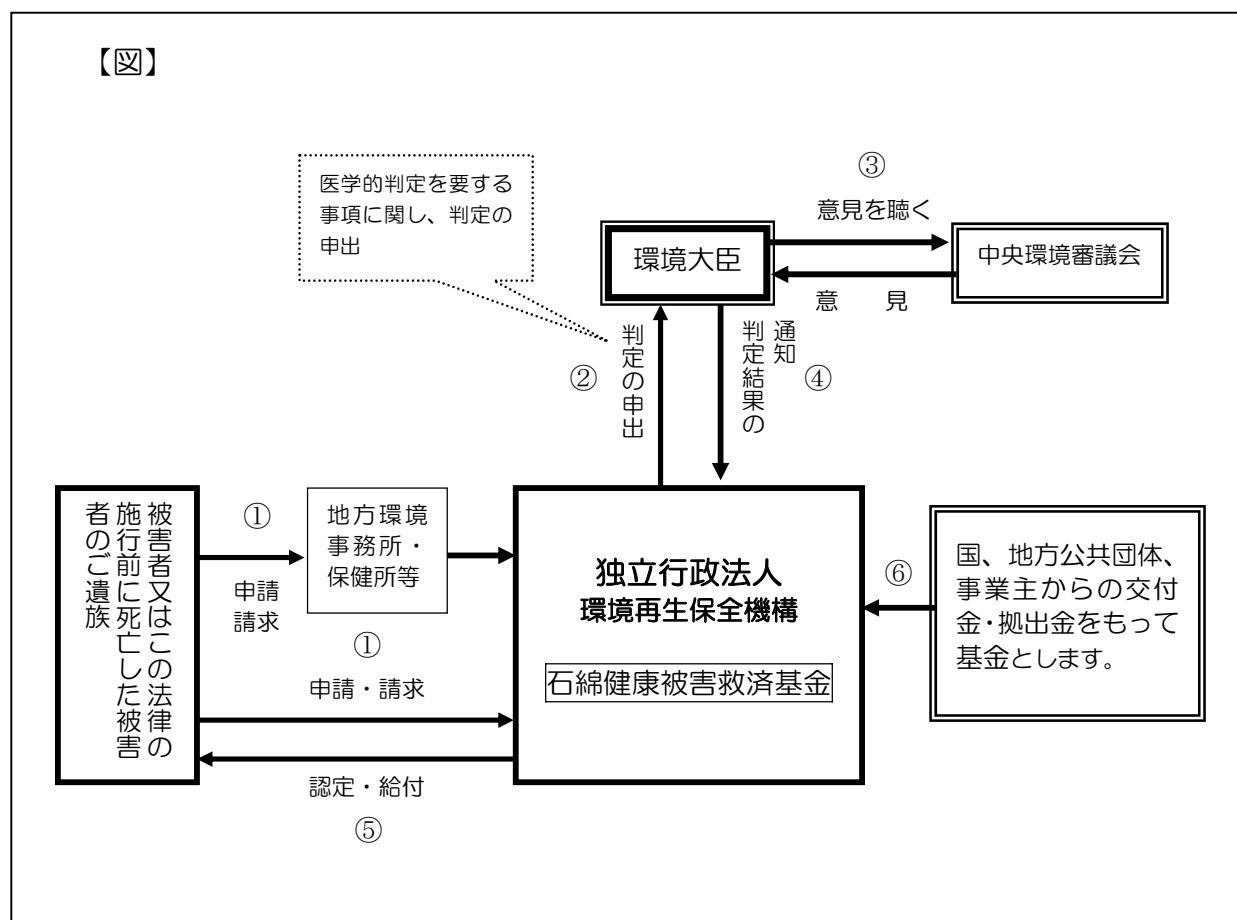
I 石綿健康被害救済制度の概要について

1 石綿健康被害救済制度の仕組

石綿健康被害救済制度は、石綿＜アスベスト＞による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償制度及び特別遺族給付金の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度です。

この制度の対象となる病気（指定疾病）は、石綿による①中皮腫、②肺がんです。現在これらの病気にかかられている方、制度が始まる前（平成18年3月27日より前）にこれらの病気でお亡くなりになった方のご遺族からの申請・請求（図中①、図は下の図を指します。以下同じ。）に基づき、独立行政法人環境再生保全機構において認定等を行い、医療費等を給付（図中⑤）します。この際に、医学的判定を要する事項については、機構は環境大臣に判定を申し出（図中②）、環境大臣は中央環境審議会の意見を聴いて（図中③）判定を行います（図中④）。

また、この制度に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体や事業者からの拠出金によってまかなわれます（図中⑥）。



なお、前ページ図中⑤の給付（救済給付）の種類は、以下のとおりです。

○ 現在療養中の方への給付

医療費（本人が請求）・・・・・・・・・・ 自己負担分
療養手当（本人が請求）・・・・・・・・・・ 103,870 円／月

○ 認定後療養中の方がお亡くなりになった場合の給付

葬祭料（葬祭を行う方が請求）・・・・・・・・ 199,000 円
救済給付調整金（生計が同一であったご遺族が請求）・・・ 個別に算定

○ 制度施行前（平成18年3月27日より前）に

お亡くなりになった方の遺族への給付

特別遺族弔慰金（生計が同一であったご遺族が請求）・・ 2,800,000 円
特別葬祭料（生計が同一であったご遺族が請求）・・・・ 199,000 円

2 石綿健康被害救済基金

救済給付（医療費、療養手当等）の支給に必要な費用に充てるため、事業主、国及び地方公共団体の費用負担による石綿健康被害救済基金が当機構に設置されました。

(1) 費用負担の考え方

救済基金への費用負担の考え方は、健康被害者の迅速かつ安定した救済の観点から、民事責任・国家賠償責任（損害賠償責任）とは切り離して実施するものであり、社会全体で石綿を広く使用し、石綿の使用による便益を様々な面で享受してきたこと等を踏まえて、広く事業主、国及び地方公共団体が全体で費用を負担することとされています。

(2) 事業主からの徴収

事業主については、事業主全体で負担していただくこととされており、その結果、石綿と直接的な関係を持たない企業も含め、全国約260万事業所、すなわち、ほとんどあらゆる事業主から救済に係る費用（一般拠出金）をご負担いただくこととなります。

また、一定の要件に該当する事業主からは、さらに追加負担（特別拠出金）を頂くこととされています。

なお、一般拠出金の徴収につきましては、次の機関が行います。

① 労災保険の保険関係が成立している事業の事業主

第35条第1項の規定による一般拠出金（以下「**第一項一般拠出金**」といいます。）は、**厚生労働大臣（都道府県労働局歳入徴収官）**が徴収します。

② 船員保険法第60条第1項に規定する船舶所有者

第35条第2項の規定による一般拠出金（以下「**第二項一般拠出金**」といいます。）は、**独立行政法人環境再生保全機構が徴収**します。

3 独立行政法人環境再生保全機構

当機構は、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）に基づき、公害に係る健康被害の補償及び予防等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的として、平成16年4月1日に設立されました。

平成18年2月10日に公布された「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年法律第4号。以下「法」といいます。）に基づき、救済給付（医療費、療養手当等）の支給に係る業務を当機構が行い、これらの給付に必要な費用に充てるため、事業主、国及び地方公共団体の費用負担による石綿健康被害救済基金が当機構に設置されるとともに、同法第35条第2項の規定により、船員保険法に基づく船舶所有者の方から、毎年度第二項一般拠出金を申告・納付していただくこととなりました。

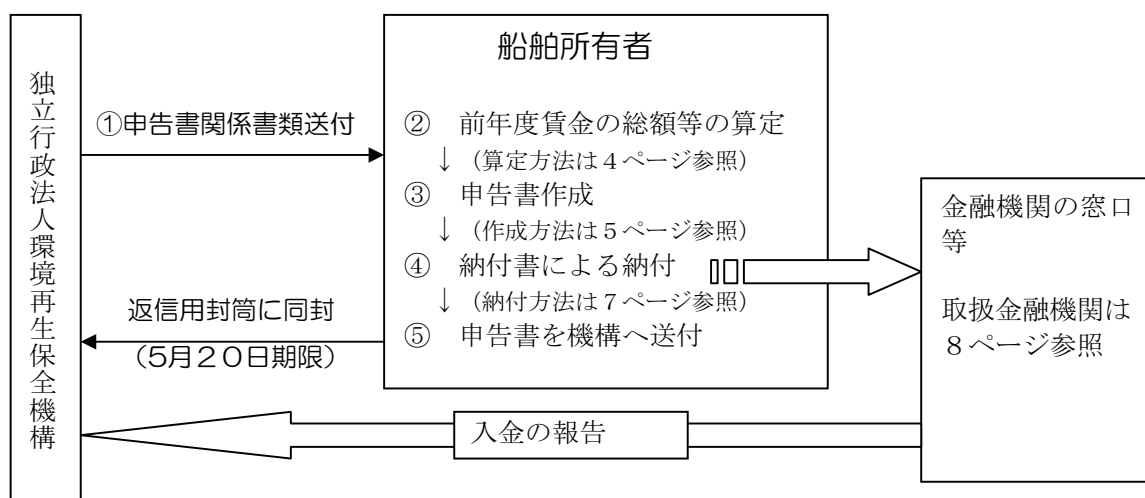
船舶所有者の皆様におかれましては、期限内に当機構あて申告・納付をお願いいたします。

Ⅱ 第二項一般拠出金の申告・納付について

1 納付義務者について

平成20年4月1日現在において、船員保険法第60条第1項に規定する船舶所有者（以下「船舶所有者」といいます。）は、第二項一般拠出金を申告・納付する義務を負います。

2 申告・納付の手順



3 申告方法について

第二項一般拠出金の申告額の算定にあたっては、原則として、船舶所有者が自ら算定し申告していただく必要がありますが、機構からお知らせする推計値を使用して申告することもできます。

(1) 船舶所有者が自ら算定して申告する場合

① 申告額の算定

第二項一般拠出金の申告額は、前年度の賃金の総額に一般拠出金率（1,000分の0.05）を乗じて得た額です。

$$\text{前年度の賃金の総額} \times \text{一般拠出金率} = \text{第二項一般拠出金（申告額）}$$

なお、前年度の賃金の総額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

また、前年度の賃金の総額に一般拠出金率を乗じて得た額（申告額）に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

② 前年度の賃金の総額について

前年度の賃金の総額は、原則として、次のイによる算定によりますが、ロの方法による申告も認められていますので、船舶所有者は、イ又はロのいずれかの方法で申告することができます。

イ 支払賃金額による申告

前年度の賃金の総額とは、平成19年4月から平成20年3月までの間に船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額をいいます。
(賃金の総額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)

ロ 標準報酬額による申告

上記イの賃金の総額に替えて、平成19年4月から平成20年3月までの間に船舶所有者が使用するすべての船員に係る標準報酬月額及び標準賞与額(以下「標準報酬額」といいます。)を用いて算定することもできます。

この場合、「標準報酬額」とは、船員保険法に基づき社会保険事務局(所)より送付される納入告知書に記載された保険料の算定の基礎となった標準報酬月額や標準賞与額の合計額をいい、平成19年4月から平成20年3月までの12ヶ月分の標準報酬額(※)を用いて申告します。

(※) 例えば、平成20年3月に支払った賞与に関する標準賞与額に係る納入告知書は、平成20年4月に社会保険事務局(所)から送付されてくる場合が多いかと思いますが、第二項一般拠出金の計算にあたっては、この賞与は、平成19年4月から平成20年3月までの12ヶ月分の標準報酬額に含まれます。

(2) 機構からお知らせする推計値を用いて申告する場合

上記(1)の申告方法以外に、機構からお知らせする前年度の標準報酬額の推計値を用いて申告することもできます。

使用にあたっては、申告関係書類に同封の「前年度の賃金の総額のお知らせ」を参照してください。

4 申告書の作成について

第二項一般拠出金申告書の作成にあたっては、別添申告書記載例及び申告書の裏面を参照し、次の要領により記入してください。

(1) 「拠出金番号」欄

機構において予め拠出金番号をプリントして送付しますので、記入する必要はありません。

(2) 「①船舶所有者」欄

船舶所有者単位で申告・納付を行います。

○ 「(イ) 住所又は所在地」欄

船員保険法に基づき、管轄の社会保険事務局（所）に届け出た住所又は所在地を記載してください。

○ 「(ロ) 氏名又は名称」欄

船員保険法に基づき、管轄の社会保険事務局（所）に届け出た氏名又は名称を記入して押印してください。

○ 「(ハ) 代表者の氏名」欄

法人にあっては、代表者の氏名を記入し、代表者印を押印してください。

(3) 「②拠出金の計算」欄

○ 「(イ) 前年度の賃金の総額」欄

前年度の賃金の総額若しくは前年度の標準報酬額の総額又は機構がお知らせした前年度の標準報酬額の推計値を記入してください。（その額に千円未満の端数がある場合は、切り捨ててください。）

○ 「(ハ) 第二項一般拠出金額」欄

「(イ)」欄に記入した額（前年度の賃金の総額若しくは前年度の標準報酬額の総額又は機構がお知らせした前年度の標準報酬額の推計額）に「(ロ)」欄の一般拠出金率（1,000分の0.05）を乗じて得られた額を「(ハ)」欄に記入してください。（1円未満の端数切り捨て）

(4) 第二項一般拠出金額の延納

延納を申請する場合、第二項一般拠出金額が**20万円以上**である船舶所有者は、3期に分けて延納することができます。

なお、各期の納付期限は、次のとおりです。

- ・ 第1期（平成20年5月20日）
- ・ 第2期（平成20年9月1日）
- ・ 第3期（平成20年12月1日）

延納される場合には、あらかじめ機構に申し出てください。

申告書とは別に延納申請書の提出が必要となります。

(5) 申告書欄外の「なお」書き

前年度の賃金の総額について、その算定に使用した内容に該当する事項に■印を付してください。

なお、機構からお知らせする推計値を用いて申告する場合、「2 船員保険法に基づく標準報酬月額及び標準賞与額により算定」の口を塗りつぶしてくだ

さい。

(6) 「作成担当者」欄

すべての記載が終わりましたら、内容を再度確認のうえ、申告書の右下に作成担当者の所属部署、電話番号、氏名を記入してください。（後日、機構から照会する場合がありますので、実際の作成担当者を記入してください。）

(7) 記載誤り処理

記載を誤ったときは、2本線で抹消し、その欄の上部余白に正しく記載してください。

なお、③抛出金の計算欄の（イ）及び（ハ）の金額を誤った場合には、誤った金額を2本線で抹消し、船舶所有者が個人にあっては個人印を、法人にあっては代表者印を押印してください。

5 納付について

申告関係書類には、次の2種類の納付書を同封しています。

- ① 金額がプリントされていない納付書（「払込取扱票（振込通知書）」一連四票式）
- ② 金額がプリントされた納付書（「MUF ペイジー・プラス」料金収納センター払込取扱票」一連三票式）

納付する際は、必ず上記①又は②の納付書を使用し、機構が指定する金融機関等に納付してください。

上記①若しくは②の納付書以外の書類又は指定の金融機関以外で振り込んだ場合には、振込手数料が必要となります。また、当機構の入金確認にも時間を要し、督促等を行う場合がありますのでご注意ください。

(1) 第二項一般抛出金額を船舶所有者が自ら算定した場合

① 納付書への記載

上記3の(1)（4ページ）の方法により、第二項一般抛出金額を船舶所有者が自ら算定した場合には、算定した申告金額を金額がプリントされていない納付書の金額欄に転記し、当該納付書に記載された納付方法等に従い、必要事項を記載して使用ください。なお、納付金額の記載を誤った場合には、機構にご連絡してください。

② 取扱金融機関の窓口

この納付書により機構が指定する銀行（含むゆうちょ銀行又は郵便局）を通じて第二項一般拠出金を納付してください（この場合、振込手数料は必要ありません。当機構が負担します）。

〔機構が指定する金融機関〕

- ・みずほ銀行
- ・みずほコーポレート銀行
- ・三井住友銀行
- ・三菱東京UFJ銀行
- ・りそな銀行
- ・ゆうちょ銀行又は郵便局

以上の銀行の本支店及び全国の郵便局の窓口

③ 領収証書

上記②のゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は一連四票式の「払込票」、上記②のゆうちょ銀行又は郵便局以外の金融機関で納付した場合は「振替払込請求書兼受領証(振込金（兼手数料）受領書）」が領収証書になりますので大切に保管してください。

(2) 機構がお知らせする標準報酬額の推計値を用いて申告する場合

① 納付書のプリントされた事項の確認

上記3の(2)（5ページ）の方法により、機構がお知らせする標準報酬額の推計値を用いて申告する場合、**金額がプリントされた納付書**を使用してください。

当該納付書には、あらかじめ納付金額等の必要事項がプリントされていますので、申告書に記載された事項と同様であるか確認のうえ使用してください。

② 取扱金融機関等

イ 窓口納付（納付書による納付）

- ・ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口
- ・コンビニの窓口

（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、サークルK、サンクス、ミニストップ、am/pm、スリーエフ、セーブオン、ココストア、ポプラ、コミュニティ・ストア、セイコーマート（北海道・関東地区のみ）、スーパー（北海道のみ）、タイムリー、エブリワン、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト）、MMK設置店

ロ ATMでの納付

みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、千葉銀行、東和銀行、京葉銀行、ゆうちょ銀行又は郵便局

ハ インターネットバンキングでの納付（法人向け）（電子納付）

銀行 62行

信用組合 11組合

信用金庫 222金庫

インターネットバンキングでの納付の取扱金融機関の詳細については、三菱UFJファクター(株)のホームページでご確認いただくか、当機構にお問合せください。

取扱金融機関等については、変更されることがありますのでご注意ください。

③ 領収証書

納付方法により、次の受領証等が領収証書になりますので大切に保管してください。

納付方法	領収証書等
上記5(2)②イの ゆうちょ銀行又は 郵便局	一連三票式の「払込金受領証（金融機関控）」
上記5(2)②イの コンビニ	一連三票式の「振込受領証（コンビニストア用）」
上記5(2)②ロの ATM	ATM利用明細票 （領収証書ではありませんが、税金申告などの場合に 証明する書面としてお使いいただけます。）（注）
上記5(2)②ハの インターネットバンキング等	画面より印刷した支払確認書 （領収証書は発行されません。）（注）

（注）なお、別途領収証書が必要な場合には当機構へお問合せください。

（3）納付期限

平成20年5月20日です。

6 申告書の提出について

第二項一般拠出金申告書は、申告関係書類に同封しています**返信用封筒に入れ平成20年5月20日までに投函**してください。（郵送料は必要ありません。）

なお、第二項一般拠出金申告書は2枚複写（機構提出用、船舶所有者控）となっていますので、**1枚目の機構提出用を機構に提出**し、2枚目の船舶所有者控は保存してください。

7 書類の保存について

船舶所有者は、機構に対して第二項一般拠出金申告書を提出した後、次の資料を3年間保存しておかなければなりません。

- (1) 第二項一般拠出金申告書（船舶所有者控）
- (2) 領収証書等
- (3) 賃金の総額又は標準報酬額の算定の基礎となった資料

8 申告後の修正について

申告後、第二項一般拠出金申告書の記載内容に誤りがあることが判明した場合には、速やかに機構に申し出てください。

第二項一般拠出金額に誤りがあった場合には、修正申告の手続きが必要となります。当機構から修正用の用紙（申告書及び納付書等）を送付しますので、これにより改めて申告・納付してください。

なお、修正により納付すべき第二項一般拠出金額に過不足が生じたときは、速やかに修正後の申告書を機構に提出するとともに、不足額があるときは速やかにその不足額を納付してください。また、残余额があるときは、後日機構よりその残余额を還付します。

9 督促、延滞金、滞納処分、資料の提出及び不服申し立てなどについて

第二項一般拠出金の申告・納付にあたっては、法令により次の事項が定められていますので、ご留意願います。

(1) 納入告知書の送付

納付期限までに、申告書の提出がなかった場合には、機構が第二項一般拠出金の額を決定し、船舶所有者に通知（納入告知書）します。この場合には、通知を受けた日から15日以内にその額を納付しなければなりません。

（法第39条第2項及び第3項）

(2) 督促及び延滞金の徴収

船舶所有者が納付期限までに第二項一般拠出金の額を納めなかった場合には、機構は納付義務者に対し、督促状を発するとともに、延滞金を徴収します。

（法第41条及び第42条）

(3) 滞納処分

督促を受けた船舶所有者が、指定期限までのその督促にかかる第二項一般拠出金及び延滞金を納付しない場合には、機構は環境大臣の認可を受けて国税滞納処分の例により財産の差押等ができることとされています。（法第41条第4項）

(4) 罰則

機構は第二項一般拠出金徴収業務に関して必要があるときは、船舶所有者に対し、資料の提出を求めますが、これに従わなかった場合や虚偽の資料を提出した場合には、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

(法第45条及び第88条第3項)

(5) 書類の保存

船舶所有者又は船舶所有者であった者は、第二項一般拠出金申告・納付に関する書類を完結した日から3年間保存しておかなければなりません。

(省令第39条)

(6) 審査請求

機構が行った第二項一般拠出金に係る処分について不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に環境大臣に対して審査請求をすることができます。

また、第二項一般拠出金に係る処分についての裁決に不服がある場合は、裁判所に対して処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の取消しの訴えは環境大臣の裁決を経た後でなければ提起することができません。

10 税務上の取扱い

船舶所有者が納付する第二項一般拠出金は、当該拠出金に係る申告書を提出した日(納入告知書により決定される拠出金については、納入告知書の送付を受けた日)の属する事業年度又は年の損金額又は必要経費に算入することができます。

11 その他

- (1) 第二項一般拠出金申告書の船舶所有者欄の記載内容に変更があった場合には、速やかに機構へ連絡してください。
- (2) 提出された申告書の事項に不備がある場合、その他必要に応じて機構から電話又は文書での書類の提出を求めたり照会等を行うことがあります。
- (3) 第二項一般拠出金の申告・納付等に関して不明な点などがありましたら、下記までご連絡なくお問い合わせください。

独立行政法人 環境再生保全機構 石綿健康被害救済部 資金管理課
〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9F
TEL 044-520-9615
FAX 044-520-2193or1015
◎ 機構ホームページ <http://www.erca.go.jp>
◎ メールアドレス kyosyutsukin@erca.go.jp

Ⅲ その他参考資料

1 第二項一般拠出金申告書記載例

申告書の記載については、申告書（船舶所有者控）の裏面を参照してください。
 なお、申告書は、2枚1組の複写式となっておりますので、ボールペンではっきり記入してください。

この欄はプリントしてあります

この欄はプリントしてありますが、変更等がある場合には、その部分を抹消し変更後のものを当該欄余白に記入してください

機構提出用

石綿による健康被害の救済に関する法律
平成 20年度 第二項一般拠出金申告書

独立行政法人環境再生保全機構 理事長 殿

石綿による健康被害の救済に関する法律第39条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

平成 20年 4月 18日

提出年月日を記入してください

必ず社会保険事務局（所）に届け出た事項を記入してください

船舶所有者の印又は社印を押印してください

電話番号も忘れず記入してください

法人の場合、代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください

この例の場合の計算式は、
 $56,837 \times 0.05 = 2,841.85$ となり
 （円未満の端数は切捨）
 2,841 円となります

この申告書を作成したご担当者の氏名等を記入してください

① 船舶所有者			
(フリガナ)	カナガワケン カワサキシ カイワイク オオミヤチョウ1310		
(イ) 住所又は所在地	〒272-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310		
(フリガナ)	カンキョウセンバク カブシキカイシャ		
(ロ) 氏名又は名称	環境船舶株式会社		
(フリガナ)	カンキョウタロウ		
(ハ) 代表者氏名 (法人の場合、記載・押印して下さい。)	環境太郎		
電話番号	044 - 520 - 9508		

② 拠出金の計算	(イ) 前年度の賃金の総額 (千円未満の端数切捨て)	(ロ) 一般拠出金率 1,000分の 0.05	(ハ) 第二項一般拠出金額 ((イ) × (ロ))
	56,837 千円		2,841 円

なお、②欄の(イ)の「前年度の賃金の総額」は、次の方法を用いました。
 (次の1又は2の該当する事項の□欄を塗りつぶしてください。□欄→■欄)

☐ 1 実際に船員に支払われた賃金により算定

☐ 2 船員保険法に基づく標準報酬月額及び標準賞与額により算定

1又は2（機構がお知らせする推計値の場合は2）のいずれかを塗りつぶしてください

作成担当者	所属部署	総務課
	電話番号	044-520-9615
	フリガナ	カンキョウ マモル
	氏名	環境 守

前年度の賃金の総額欄は、次の方法で算定した額のいずれかを記入して下さい（千円未満の端数は切捨）

- ① 船舶所有者が自ら算定した支払賃金の総額
- ② 船舶所有者が自ら算定した標準報酬額の総額
- ③ 機構がお知らせする標準報酬額の推計額

2 Q & A

Q-1 なぜ、船舶所有者が負担しなければならないのか。

A 石綿による健康被害については、

① 石綿のばく露から30年から40年という非常に長い期間を経て発症すること、また、石綿がわが国社会において広範かつ大量に使用されてきたことから、どこでどのように石綿にばく露したかを明らかにすることが難しく、個々の原因者を特定することが極めて困難である、

② 一旦発症した場合には、多くの者が1、2年でお亡くなりになる、といった実態があります。

現在発症している方々が石綿にばく露したと想定される30年から40年前には、このような重篤な病気を発症するかもしれないことは一般的には知られておらず、知らないままにばく露し、自らに非がないにもかかわらず、何ら補償も受けられないまま亡くなるという状況にあることから、民事責任を離れて迅速な救済を図るべき特殊性があります。

本制度は、このような石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、健康被害者の迅速かつ安定した救済の観点から、民事責任・国家賠償責任（損害賠償責任）とは切り離して実施するものであり、石綿が長期にわたり産業基盤となる施設、設備、機械等に広く使用されるなど社会全体で広く石綿を使用し、石綿の使用による便益を様々な面で享受してきたこと等を踏まえ船舶所有者を含む事業活動を営むほとんどすべての事業主にその負担をお願いすることとされています。

所有する船舶に石綿が使用されているか否かという理由ではありません。

Q-2 なぜ、国ではなく独立行政法人環境再生保全機構が徴収するのか。また、独立行政法人環境再生保全機構とは、どのような団体か。

A 船員保険を使用する船舶所有者からの一般拠出金の徴収にあたっては、以下に掲げる理由から、船員保険の保険料の徴収機構を活用することはせず、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく事業者（ばい煙発生施設等設置者）からの費用徴収にノウハウを有する当機構が船舶所有者からの徴収を行うこととされました。

① 船員保険の保険料の徴収機構を活用するために必要なシステム改修費用に比べて船舶所有者から徴収する金額が少額であり、費用対効果の観点から効率的でないこと

② 特別会計見直しの議論の中で、「船員保険特別会計は労働保険特別会計との統合を検討すべき」とされていること（平成17年11月21日財政制度等審議会）

なお、当機構につきましては、当該石綿による健康被害の救済等の業務のほか、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理

の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境保全を図ることを目的としています。（詳細は、機構ホームページをご覧ください。）

＊ 機構ホームページ <http://www.erca.go.jp>

Q－3 手続きの内容について聞きたいが、どこに聞けばよいか。（事務組合のような相談窓口はないのか。）

A 機構には、船員保険事務組合のような出先の相談窓口はありませんので、お手数ですが、下記の当機構の資金管理課までご連絡していただくようお願いいたします。

TEL 044-520-9615、FAX 044-520-2193
Eメール kyosyutsukin@erca.go.jp

Q－4 申告書の作成は、船員保険事務組合に依頼すればやってくれるのか。

A できません。

船員保険事務組合は、船員保険法（昭和14年法律第73号）第9条第1項の規定に基づき社会保険庁長官の指定を受け、船舶所有者との委託契約に基づく船員保険料の納付等や代理契約に基づく船員保険の資格関係届に関する事務等、船員保険にかかる事務を行っています。

しかしながら、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づく一般拠出金に係る申告書の作成や納付に関する事務を行うこととはされておりません。

Q－5 一般拠出金の負担は、年1回か。また、ずっと負担しなくてはいけないのか。

A 一般拠出金は、年に一度、年度の初日から50日以内に申告・納付することとされています。

ただし、一般拠出金の申告額が20万円以上の場合には、これを年3回に分けて延納（分割納付）することができます。

また、一般拠出金の負担については、来年度以降も、引き続き負担していただくこととなります。

Q－6 今年２月に休業（又は解散）しているが、申告書が送付されてきた。申告は必要か。

A 毎年度４月１日現在において船員保険法による保険料を負担する船舶所有者が、第二項一般拠出金の納付義務者となります。
したがって、平成２０年４月１日現在において既に休業（又は解散）している場合には、平成２０年度における第二項一般拠出金の申告の必要はありません。
なお、お手数ですが、休業又は解散された際に管轄の地方社会保険事務局（所）に提出された「不適用船舶所有者届」の写しのコピーを、申告関係書類に同封しております返信用封筒に入れ、機構あて送付してください。

Q－7 国、地方公共団体、独立行政法人、公社その他公益法人等（以下「国等」という。）は、第二項一般拠出金の納付義務者になるのか。

A 国等においても船員（公務員を除く）を雇用し、船員保険の保険料を負担している場合、船員保険法第６０条第１項に規定する船舶所有者に該当しますので、納付義務を有します。

Q－8 機構から知らせのあった「前年度の標準報酬額の推計値」は、必ず使わなければならないのか。

A 「前年度の標準報酬額の推計値」は、必ずしも使用する必要はありません。
この推計額は、船舶所有者の申告事務をなるべく簡素化できるようにお知らせしているものですので、賃金台帳等を用いて前年度の賃金の総額を算出いただいても構いません。

Q－9 “前年度の賃金の総額”を船員保険法に基づく標準報酬月額及び標準賞与額（以下「標準報酬額」という。）により算定する場合、具体的にどのような資料に基づいて算定すればよいのか。

A 船員保険法の規定に基づいて、船舶所有者が社会保険事務局（所）に届け出し、社会保険事務局（所）から返送された被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、被保険者報酬月額変更（基準日）届及び被認定者賞与支払届総括表等の書類に基づき算定してください。

Q－１０ 機構から知らせのあった、「前年度の標準報酬額の推計値」は、どのように算出しているのか。

A 当機構が社会保険庁から毎月データの提供を受けており、その提供データより、平成１９年４月から１２月までの標準報酬額は各月の実績額を基に、平成２０年１月から３月の標準報酬額は平成１９年１２月の実績額と同額と見なして、前年度（平成１９年４月から平成２０年３月）の標準報酬額の推計値を算出してお知らせしております。

Q－１１ “前年度の賃金の総額”について、船舶所有者が自ら算定した前年度の標準報酬額の総額と機構の推計値に相違がある場合にはどちらで申告すればよいか。

A どちらでも構いません。

Q－１２ 当社では、労働保険適用事業主としての一般拠出金と船舶所有者としての一般拠出金を申告することになるが、両方の申告書を都道府県労働局へ併せて提出してもよいか。

A 船舶所有者としての一般拠出金の申告書につきましては、必ず独立行政法人環境再生保全機構にご提出ください。

なお、申告関係書類の中に機構の宛名を印刷した返信用封筒を同封していますので、この封筒に作成した申告書を入れ投函してください。

Q－１３ 金額のプリントされていない納付書と金額のプリントされた納付書の２枚納付書が送付されてきたが、２枚とも使用するのか。

A 金額のプリントされていない納付書もしくは金額のプリントされた納付書のいずれか１枚を使用して納付してください。

申告・納付額の算定方法やご利用いただく納付窓口により、使用できる納付書が異なりますので、ご注意ください。

Q－14 金額のプリントされた納付書で納付した場合、申告書は提出しなければならないのか。

A 金額のプリントされた納付書で納付した場合であっても、申告書の提出は必要です。

申告、納付にあたっては、申告額と納付額が同額であることをご確認の上行ってください。

3 第二項一般拠出金等の税務上の取扱いについて

石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金等の税務上の取扱いについて

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 35 条に規定する一般拠出金（同法第 37 条第 1 項に規定する「第一項一般拠出金」及び同条第二項に規定する「第二項一般拠出金」）、第 47 条に規定する「特別拠出金」の税務上の取扱いについては、以下のとおりです。

① 労災保険適用事業主等が納付する一般拠出金

法人税基本通達 9－5－8《賦課金、納付金等の損金算入の時期》の(1)及び所得税基本通達 37－9 の 2《汚染負荷量賦課金等》の(1)の取扱いに準じて、当該第一項一般拠出金の額又は当該第二項一般拠出金の額につき、一般拠出金に係る申告書が提出された日（決定に係る一般拠出金については、その決定の通知のあった日）の属する事業年度又は年分の損金の額又は必要経費に算入する。

② 特別事業主が納付する特別拠出金

法人税基本通達 9－5－8《賦課金、納付金等の損金算入の時期》の(2)及び所得税基本通達 37－9 の 2《汚染負荷量賦課金等》の(2)の取扱いに準じて、特別拠出金の額につき、決定の通知のあった日の属する事業年度又は年分の損金の額又は必要経費に算入する。

なお、上記取扱いについては国税当局の確認を得ています。

環境省
独立行政法人環境再生保全機構

MEMO

[illegible]

独立行政法人 環境再生保全機構 石綿健康被害救済部 資金管理課
〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9F

TEL 044-520-9615

FAX 044-520-2193or1015

◎ 機構ホームページ <http://www.erca.go.jp>

◎ メールアドレス kyosyutsukin@erca.go.jp